

2022年7月15日

各 位

会 社 名 北日本紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 粕谷 俊昭
(コード：3409 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 篠原 顕二郎
(TEL. 076-277-7530)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月10日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年6月29日開催の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

・ 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を36,150,800株から、69,599,576株に増加させるものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 1. 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 2. 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="395 309 595 331">第2章 株 式</p> <p data-bbox="220 338 624 472">第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 36,150,800株とする。</p> <p data-bbox="339 517 651 539">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="220 551 419 618">第12条～第17条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 629 754 730">第18条 (株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="228 734 770 981"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連 結計算書類に記載または表示をすべき事項 に係る情報を、法務省令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開示 することにより、株主に対して提供したも のとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="236 1021 316 1043">(新設)</p> <p data-bbox="236 1312 316 1335">(新設)</p>	<p data-bbox="978 309 1177 331">第2章 株 式</p> <p data-bbox="802 338 1129 472">第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数 は、<u>69,599,576株</u>とする。</p> <p data-bbox="922 517 1233 539">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="794 551 994 618">第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 663 890 685">(削除)</p> <p data-bbox="794 954 1361 1122">第18条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="794 1133 1361 1301">2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部または一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請求 した株主に対して交付する書面に記載しない ことができる。</u></p> <p data-bbox="810 1312 890 1335">(附則)</p> <p data-bbox="794 1346 1361 1626">1. <u>変更前定款第18条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供)の 削除および変更後定款第18条(電子提供措置 等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号)附則第1条ただし 書きに規定する改正規定の施行の日(以下 「施行日」という)から効力を生ずるものと する。</u></p> <p data-bbox="794 1637 1361 1771">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、変更前款第18条はなお効力を 有する。</u></p> <p data-bbox="794 1783 1361 1917">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した 日または前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月29日

定款変更の効力発生日：2022年6月29日

以上